長崎県犯罪のない



心長崎県

県民生活部 県民安全課

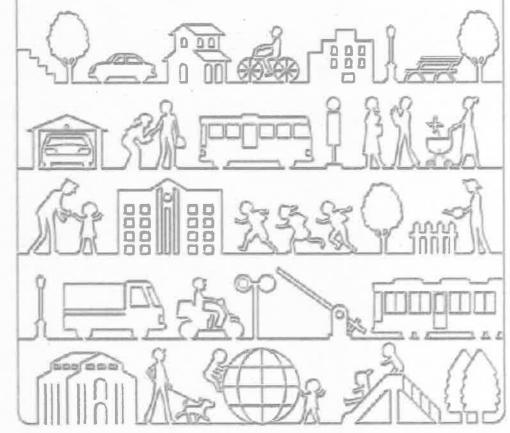
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 TEL-095-824-1111(代) TEL-095-895-2316(直通)

接崎県のホームページ URL http://www.pref.nagasaki.jp/ 県民生活部のホームページ URL http://www.pref.nagasaki.jp/kenmin/anzen/ 長崎県犯罪のない

爱意。爱心

まちづくり防犯指針

住宅編



心長崎県

長崎県犯罪のない 安全・安心まちづくり防犯指針

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

出出



宅

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針



通

目的

この指針は、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(平成17年長崎県条例第50号)第17条第1項の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を定めることにより、防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、新築(建て替えを含む)される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。

(2) 位置づけ

この指針は、住宅(共同住宅、一戸建て住宅及び長屋建て住宅をいう。) の建築事業者、所有者又は管理者等(以下「事業者等」という。)に対して、 企画、計画等をする際に配慮すべき事項等、犯罪を防止するための施設 の構造及び設備について参考となる基準等を示すものであり、何らか の義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(3) 指針の適用

この指針は、建築基準法等関係法令との関係、建築計画上の制約、管理 体制の整備状況、地域の実情等を配慮し適用するもとする。

3 防犯の基本原則

住宅で発生する犯罪を防止するため、次の4点の基本原則から防犯性の向上について検討し、住宅の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保(監視性の確保) 周囲から見通しを確保することによって、犯罪企図者(注1)が近づき

周囲から見通しを確保することによって、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上(領域性の強化) 居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成を促進させることに より、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止(接近の制御)

塀や門扉等を設置することにより犯罪企図者の侵入経路を制御し、 犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材、設備等の強化(被害対象の強化・回避) 犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊 に時間を要する窓や扉にすることにより犯行を断念させ、被害を回避



(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行 おうとする者をいう。





犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する基準

共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

- (ア) 共用玄関の配置
- © 共用玄関は、道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
 - ② 道路等から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等見通しを補完する対策を講じること。



玄関扉は、透明ガラス等を利用するなど扉の内外を相互に見通せる構造とし、オートロックシステム(注2)を導入することが望ましい。

- (ウ) 共用玄関以外の共用出入口
- ◎ 共用玄関以外の共用出入口は、道路等周囲からの見通しが確保された位置に設置すること。
- ② 道路等から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設 電等の見通しを補完する対策を実施すること。
- ① オートロックシステムを導入する場合には、共用玄関以外の 共用出入口は、自動施錠機能付き扉を設置すること。
- (工) 照明設備
- 共用玄関の照明設備は、人の願及び行動を明確に識別できる 程度以上の照度(注3)を確保できる設備を設けること。
- ② 共用玄関以外の共用出入口の照明設備にあっては、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(注4)を確保できる設備を設けること。

イ 管理人室

(ア) 配 灑

管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。 以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又は これらに近接した位置に配置すること。

(イ) 窓

管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できるように、 位置、高さに配慮して設置すること。

(ウ) モニターテレビ

防犯カメラと連動するモニターテレビは、管理人が確認できる 位置に設置すること。



オートロックシステムを設置し

(注2)

「オートロックシステム」とは、 集合 変関の外側と 各住戸との 関で適話可能なインターホン と適動し、集合 玄関原の「電気 錠」を解除することができる ものをいい、「電気錠」とは、間 証 番が、カードキーにより解 除される辞をいう。

(注:

「人の顔及び行動を明確に嫌別できる程度以上の照見とは、 10メートル先の人の顔、行動 が明確に練別でき、誰である 財曜は水平面原度(反面又は 地面における平均無度をいう。) がお款むね50ルクス以上)を いう。

(注4

「人の顔及び行動を鑑別できる程度以上の照度」とは、10 メートル先の人の顔、行動が 鏡別できる程度以上の照度(平 サン平照度がおおむね20ル クス以上)をいう。



出入りする人を確認できる位置、 高さに窓を配置した管理人室



ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- ◎ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は 管理人室から見通しが確保された位置に配置すること。
- 見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等により 見通しを補完する対策を講じることが望ましい。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に 識別できる程度以上の照度(注3)が確保されていること。

工 郵便受箱

住

宇

⑤ 郵便受箱は、施錠可能なものすること。また、共用玄関にオートロックシステム(注2)を導入する場合には、壁質選型とすることが望ましい。

オ エレベーターホール

(ア) 配置

- ☼ エレベーターホールは、共用玄関及び管理人室から見通しが 確保された位置に配置すること。
- © 見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等により 見通しを補完する対策を講じること。

(イ) 照明設備

エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に 識別できる程以上の照度(注3)が確保されていること。



屋間通型郵便受積(取出口)

(±3)

「人の個及び行動を明確に推 別できる程度以上の開度」とは、 10メートルを含人の動、行動 が明確に加水と多くの動、行動 が開催に加水と重ながした。 域(平均水平無限度(疾患又は 地間における平性原度をいう。) がおあむね50ルクス以上)を いう。



常時照明で明るく「Gされ」 防犯カメラか設置されたエレ ベーターホール

House

カ エレベーター

(ア) 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通すことができる構造の窓を設置すること。

(イ) 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確 に識別できる程度以上の照度(注3)が確保されていること。

(ウ) 非常の場合の外部通報・連絡方法

非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の非常ベルを吹鳴させる装置が設置されていること。

(エ) 防犯カメラ

エレベーターのかご内には防犯カメラを設置し、管理人室等 に当該防犯カメラと連動するモニターテレビが設置されるこ とが望ましく、かご内の様子が確認できること。

キ 共用廊下·共用階段

(ア) 構造等

- 英用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とし、共用廊下には犯罪企図者が身を隠すことができるものを置かないようにすること。
- ◎ 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する 部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする ことが望ましい。
- © 共用階段のうち、屋内に設置されているものについては、各 階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする ことが望ましい。
- ② 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、外部からの見通しが確保され、かつ、各住戸のバルコニー、窓への侵入防止に配慮した位置に設置し、又は必要な箇所に面格子やフェンス等の侵入防止用の設備が設置されていること。

(イ) 照明設備

人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(注4)を確保できる設備を設けること



カゴ内を見過すことができる 構造の窓が設置された卵



共用部下からの見返しが確保 されている階段室

Pares

「人の節及び行動を降別できる程度以上の情況」とは、10 メートル先の人の想、行動が 適別できる程度以上の限度(平 均水平原度があおむわ20ル クス以上)をいう。



宅

ク屋上

(ア) 出入口

- 屋上への出入口には扉を設置し、施錠可能な構造とすること。
- ◎ 建築物の形態により、共用廊下等とバルコニー又は屋上が 近接している場合や、階下から階上へ、階上から階下への移 動が容易にできる場合等、各住戸へ容易に侵入される恐れがあ る場合は、柵の設置等による侵入防止に有効な措置を講じるこ

ケ 自動車駐車場

(ア) 配 置

- ◎ 屋外の自動車駐車場は、道路、共用玄関又は居室の窓等から 見通しが確保された位置に配置すること。
- ◎ 屋内に配置する場合は、構造上支障がない限り周囲に開口部 を確保し、地下階等の自動車駐車場で道路等から見通しが確 保できない場合には、防犯カメラの設置等により見通しを補完 する対策を講じること。
- 自動車駐車場に屋根を設ける場合には、住戸のバルコニー及 び窓等、上方への足場とならない位置又は構造とすること。

(イ) 照明設備

駐車場内は、人の行動を識別できる程度以上の照度(注5)が 確保されていること。

(ウ) 門扉・シャッターの設備

居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー

- (注 6)等、施錠可能でかつ見通しが確保された門扉・シャッタ
- 一等 を設置することが望ましい。

コ 自転車等駐車場

(ア) 配 圏

- ◎ 屋外の自転車等駐車場は、道路、共用玄関又は居室の窓等か ら見通しが確保された位置に配置すること。
- 自転車等駐車場を屋内に配置する場合は、横造上支障がない 限り周囲に開口部を確保し、道路等から見通しが確保できな い場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講 じること。
- 自転車等駐車場に屋根を設ける場合には、住戸のバルコニー



駐車提出入口に設備されたオート

(S#S)

「人の行動を識別できる程度 以上の額度」とは、4メートル 先の人の原動、姿勢等が振利 できる程度以上の卵度(平均 水平面前度がおおむね3ルク ス以上)をいう。

「オートバリカー」とは、リモ コンにより駐車場出入口に設 置したチェーン等が上下に作 動し、侵入防止を図る設備を



及び窓等、上方への足場とならない配置又は構造とすること。

(イ) 照明設備

自転車等駐車場内は、人の行動を識別できる程度以上の照度

- (注 5)が確保されていること。
- (ウ) 盗難防止措置

白転車置場・オートバイ置場には、チェーン用バーラック(注

- 7)、サイクルラック(注8)の設置等自転車又はオートバイの
- 防止に有効な措置を置じたものとすること。

サ 涌 路(道路に準ずるものを除く)

(ア)配置

通路は、道路、共用玄関又は居室の窓等から見通しが確保さ れた位置に配置すること。

(イ) 照明設備

通路の照明設備は、人の行動を識別できる程度以上の照度(注 5)が確保されていること。

シ 児童遊園、広場又は緑地等

(ア) 配置

児童遊園等は、道路、共用玄関又は居室の窓等から見通しが 確保された位置に配置すること。

(イ) 照明設備

児童遊園等の通路の照明設備は、人の行動を識別できる程度 以上の照度(注5)が確保されていること。

(ウ) 塀・柵等

児童遊園等を囲む、塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周 囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないも のとすること。

(工) 植 栽

- ◎ 植栽する場合は、周囲からの見通しの確保または犯罪企図者 がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定 及び植栽の位置に配慮すること。
- ◎ 植栽の下枝の剪定等を行い、繁りすぎにより道路等周囲から の見通しを妨げないように配置すること。



駐輪場に設置された鎖にチェース

「チェーン用バーラック」とは、 駐輪場に固定されている金属 製の棒(バー)をいい、これと 自転車等をチェーン錠で結ぶ ことにより、自転車・オートバ イ等の盗難を防止することが

(注8)

「サイクルラック」とは、チェ ーン用バーラックと同様の機 能を有するもので、1台ごと のスペースが明確に区分され ているラックをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

House

ス 防犯カメラ

(ア)配置等

- ◎防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯 意の抑制等の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置する
- ◎防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規 定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機 能するために必要となる照度を確保したものとするとともに、記 録装置を設置することが望ましい。

(イ)プライバシーの保護

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配 慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに記録の取り扱いに関し適切 な措置を講ずるものとすること。

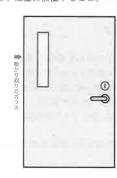


設備、施設可能な開が設けられたコ

ない場所に設置された防犯カメラ

- ◎ガードプレート(注9)の設置等、こじ開け防止に有効な措置を講 じること。なお、ガードプレートはドア全体(上から下まで)を隠 すものが望ましい。
- ◎郵便受口を取り付けている扉は、郵便受口から室内の様子が見え ないように、内蓋を取り付け、サムターン(注10)等の解錠装置ま 酒内園 で手や針金が届かない取付け位置とすること。
- ◎扉に明かり取りガラスを設置する場合は、破壊が困難なガラス(注 11)等を使用し、万一破壊された場合においても、サムターン(注 10)等の解錠装置まで手が届かない位置に設置すること。







ア配置

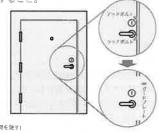
(ア)配 置

住戸の玄関は、廊下、階段等からの見通しが確保された位置に設置 すること。

(イ)プライバシーの保護

扉は、破壊が困難な材質とすること。





防犯枠仕様の玄関解 (解の外側パネルが少し伸び、肺と脈枠の隙間を隠す)

都便學口(窓内側)に取り付けた姿):

「ガードプレート」とは、錠の デッドボルト(かんぬき)部分 が見えないように、扉と扉枠 との隙間を罷すためのカバー をいう。

(注10)

「サムターン」とは、扉内側(室 内側)の施解錠操作をするた めのつまみ。

「破壊が困難なガラス」とは、「防 犯性能の高い建物部品の開発・ 普及に関する官民合同会議」 による防犯性能試験に合格し た、「防犯性能の高い建物部品 目録」に掲載されたガラスを いう。例えば、防犯合わせガラ スポある.

セ ゴミ雷場

住

宅

(ア)配 置

- ◎ゴミ置場は、道路等周囲から見通しが確保され、火災発生の際に 住棟等への影響がない位置に配置すること。
- ◎ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉で区画するとともに、照 明設備を設置したものとすることが望ましい。

ソ その他

(ア)塀、柵等

- ◎外部と敷地を明確にし、犯罪企図者の侵入の抑止効果を上げるた め、塀、柵等が設置されていることが望ましい。
- ◎塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及 び住戸等への侵入の足場とならないものとすること。

(イ)配管・雨どい等

配管、雨どい等は、上階への足掛かりにならないよう配慮されてい ること。

(ウ)屋外機器等

屋外に設置する機器等については、上階への足場とならないように 適切な場所に配置すること。



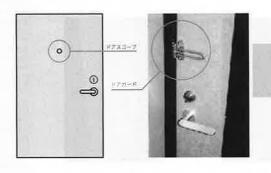
犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

(工) 錠

- © ワンドアツーロックにすること。
- © 住戸の玄関扉の錠は、破壊及びピッキング(注12)等による 解錠が困難な構造(注13)とすること。
- © 上記構造を有することが困難な場合は、ピッキング、サムターン回し(注]4)等による解錠を困難にする措置(サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。) が講じられていること。

(オ) ドアスコープ・ドアガード

- ◎ 玄関扉には、外部の見通しが確保されたドアスコープ(注15) を設置すること。
- ② 錠の機能を補完する設備としてドアガード(注16)を設置した構造とすること。



(力) 照明設備

玄関の出入口付近の照明設備は、人の額及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)が確保されていること。

(注12)

「ビッキング」とは、錠前のシリンダー(カギ穴周辺の円管) 部分に特殊な工具等を選し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。

(注13)

磁製及びビッキング等による解鍵が関連な構造」とは、「防 を性能の高い建物部品の開発・ 潜及に関する管民会同会藻」 による防犯性性試験に合格」 た、「防犯性能の高い建物部品 自義、に掲載された軽、シリン ダー及びサムターンをいう。

(注14)

「サムターン回し」とは、カギを使用せず、扉に取り付けてある那個を整破機して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、那と脈体との映画から針金や映体エリ気をを挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する住宅への侵入手口をいう。

(N-1E)

「ドアスコープ」とは、原を開けずに室内から訪問客を確認 でき外部の様子を見通すこと が可能な防犯用の広角レンス をからただし、外から簡単に 外されないものを取り付ける ことが必要である。

(注16)

「ドアガード」とは、案内から 露を僅かにあけて、来訪者を 確認するときに使用する防犯 金貝をいう。同じ機能の金貝 で「ドアチェーン」があるが、 これは工具で切断されるおそ れがある。

(注17)

「センサーライト」とは、夜間 において人の動き等を感知し て点灯するライト。



イ インターホン

(ア) 外側との通話等

住戸玄関の外側との間の通話及び映像を映し出せる機能を 有すること。

(イ) 管理人室等との通話

管理人室を設置する場合には、住戸内と管理人室との間で通 話が可能な機能を有するものとすることが望ましい。

(ウ) 電気針

住戸内と共用玄関の外側との間で、通話が可能な機能を有するオートロックシステムとすることが望ましい。



テレビドアホーン

ウ窓

(ア) 共用廊下に面する窓

共用廊下に面する住戸の窓(侵入される恐れのない小窓及び 避難を考慮する必要がある窓を除く。)及び1階に存する住戸 の窓のうちバルコニー等に面する窓以外の窓は、面格子が設置 される等外部からの侵入の防止措置が講じられていること。



- ◎ 窓ガラスは避難等に支障がない限り破壊が困難なガラス(注 11)を使用すること。
- ◎ 窓は、鍵付きクレセント錠又は補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講じたものとすること。

エ バルコニー

(ア) 配 置

バルコニーは、縦どい、階段の手すり等を足場として侵入が できない位置に配置すること。やむを得ず縦どい、手すり等が バルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへ の侵入の防止に有効な措置を護ずるものとする。

(イ) 手すり等

バルコニーの手すり・腰壁は、身を隠せないように道路等からの見通しが確保された構造とすること。



日向下に前した原本窓の高橋

(注11)

「破戯が困難なガラス」とは、「防 犯性能の高い建物部品の紫発・ 晋及に関する官民合同会議」に よる防犯性能試験に合格した、 「防犯性能の高い建物部品目の に掲載されたガラスをいう。例 えば、防犯合わせガラスがある。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針



一戸建て住宅

(1) 玄関扉

ア配置

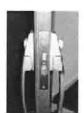
玄関は、道路等からの見通しが確保された位置に設置すること。

- イ 扉の材質 扉は、破壊が困難な材質とすること。
- ウ 扉の構造

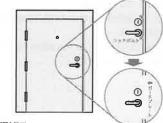
住

宅

- ガードプレート(注9)の設置等、こじ開け防止に有効な措置を 講じること。なお、ガードプレートはドア全体(上から下まで)を隠すものが望ましい。
- ② 郵便受口を取り付けている扉は、郵便受口から室内の様子が見えないように、内蓋を取り付け、サムターン(注10)等の解錠装置まで手や針金が届かない取り付け位置とすること。
- ② 扉に明かり取りガラスを設置する場合は、破壊が困難なガラス (注11)等を使用し、万一破壊された場合においても、サムターン (注10)等の解錠装置まで手が届かない位置に設置すること。



防犯枠仕様の玄関派 (解の外側パネルが少し伸び、離と原枠の隙間を隠す)



-3



(3:9)

「ガードブレート」とは、錠の アッドボルト(かんぬき)部分 が見えないように、扉と原枠 との隙間を隠すためのカバー をいう。

(注10

(注11)

「被助が回路なガラス」とは「妨 担任他の高い理論に認め関係・ 記し、関する百民会・同会議」 による的地性無対数に合格した、「新知性型の高い建物部品 目践」に掲載されたガラスを いる。例えば、防犯会わせガラ スがある。



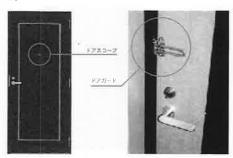
影響受口(世内側)に取り付けた受け 動の(値)

工 錠

- ◎ ワンドア・ツーロックにすること。
- ◎ 玄関扉の錠は、破壊及びピッキング(注12)等による解錠が困難な構造(注13)とすること。
- © 上記構造を有することが困難な場合は、ビッキング、サムターン 回し(注14)等による解錠を困難にする措置(サムターン回し対策 として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。)が講じ られていること。

オ ドアスコープ・ドアカバー

- ◎ 玄関扉には、外部の見通しが確保されたドアスコープ(注15)を 設置すること。
- ◎ 錠の機能を補完する設備としてドアカバーを設置した構造とすること。



力 照明設備

- ② 玄関の出入口付近の照明設備は、人の額及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)が確保されていること。
- ② 夜間における不審者の威嚇や帰宅時に周囲を確認できるよう、 センサーライト(注17)を設置することが望ましい。





(注12)

「ピッキング」とは、錠前のシリンダー(カギ穴周辺の円筒) 部分に特殊な工具等を差し込んで解綻する住宅への侵入手 口をいう。

(注13)

「破壊及びビッキング等による解訟が担端が規制が規制が関係が連続が決し、とは、同 影性地の高い連動部との原列。 世及に関する自民会間会議。 による前犯性直流線に合格した、「防犯性態の高い連軸部と した。「防犯性態の高い連軸部と の関係に対した。リン グー及びサムケーンをいう。

(3) 141

「サムターン回し」とは、カギ を使用せず、部に取り付けて ある那個を食む壊して手を入 れるやり方、あるいはドアス コーアやドアンプを取り外し たり、豚と脈体との隙間から 計金や物数な工具体を導入するやり方等で、サムターンを 回して解解する住宅への侵入 手口をいう。

(3±15)

ドアスコーブ」とは、原を開けずに取内から助問客を確認 で意外部の様子を見過すこと が可能な特別用の四角レンズ をいう。ただし、かから簡単に 所されないものを取り付ける ことが必要である。

(注16

「ドアガード」とは、変内から 原を促かにあけて、来访者を 破談するときに使用する物類 会員をいう。同じ機能の会員 で「ドアチェーン」があるか、 これは工具で切断されるおそ れがある。

(注17

「センサーライト」とは、夜間 において人の動き等を感知し て点灯するライト。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

(2) インターホン

ア 外側との通話等 玄関の外側との間の通話機能を有すること。 なお、玄関の外側を映し出せる機能を有したものが望ましい。

(3) 勝手口扉

ア配置

勝手口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置すること。

イ 扉の材質

玄関扉と比較して防犯性能が劣ることのない、破壊が困難な材質とすること。

ウ 扉の構造

◎ ガードプレート(注9)の設置等、こじ開け防止に有効な措置を講じること。

なお、ガードプレートはドア全体(上から下まで)を隠すものが望ましい。

◎ 扉に明かり取りガラスを設置する場合は、破壊が困難なガラス(注 11)等を使用し、万一破壊された場合においても、サムターン(注10) 等の解錠設備まで手が届かない位置に設置すること。

工 錠

- ◎ ワンドア・ツーロックにすること。
- 勝手口扉の錠は、破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造 (注13)とすること。
- © 上記構造を有することが困難な場合は、ビッキング(注12)、サムターン回し(注14)等による解錠を困難にする措置(サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。)が講じられていること。

オ 照明設備

夜間における不審者の威嚇のため、センサーライト(注17)を設置 することが望ましい。



(注9)

「ガードプレート」とは、錠の デッドポルト(かんぬき)部分 が見えないように、扉と扉枠 との隙間を隠すためのカバー をいう。

(注11)

「破壊が困難なガラス」とは、「防 犯性能の高い建物部品の開発。 普及に関する官民合同会議」 による防犯性能試験に合格した、「防犯性能の高い建物部品 目載」に掲載されたガラスを いう。例えば、防犯合わせガラ スがある。

(注12)

リンダー(カギ穴周辺の円筒) リンダー(カギ穴周辺の円筒) 部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。

(注13)

「被補及びビッキング等による解談が困難な構造」とは、「防 の解談が困難な構造」とは、「防 犯性能の高い運物部品の開発。 普及に関する官民合同会腫」 による防犯性能紅酸に合格し た、「防犯性能の恋い建物部品 目慮」に掲載された錠、シリン ゲー及びサムケーンをいう。 (注14)

「サムターン回し」とは、カギを使用せず、原に取り付けて ある新便更を破壊して手ないがけて れるやり方、あるいはドアス コープやドアノブを取り外し たり、原と扉吟との隙間から 針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを 更して外にする住宅への侵入 手のいう。

(注17)

「センサーライト」とは、夜間 において人の動き等を感知し て点灯するライト。



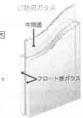
(4) 窓

ア窓

窓(侵入される恐れのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く)のうちバルコニー、庭等に面するもの以外のものには、面格子が設置される等外部からの侵入の防止措置が講じられていること。



- © 窓ガラスは避難等に支障がない限り破壊が困難なガラス(注11)等を使用すること。
- ◎ 窓は、鍵付きクレセント錠又は補助錠の設置 等侵入防止に有効な措置を講じたものとすること。



(5) バルコニーア 配置

バルコニーは、塀、車庫・物置の屋根、縦どい、庭木等を足場として 侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず塀、車庫・物置の屋 根、縦どい、庭木等がバルコニーに接近する場合には、バルコニーへ の侵入の防止に有効な措置を講ずるものとすること。

イ 手すり等

パルコニーの手すり・腰壁は、身を隠せないように道路等からの見 通しが確保された構造とすること。

(6) 駐車場

ア配置

- ◎ 駐車場は、道路又は居室の窓等周囲から見通しが確保された位置に配置すること。
- © 駐車場に屋根を設ける場合には、バルコニー及び窓等、 上方への足場とならない構造とすること。

イ 照明設備

- ◎ 人の行動を識別できる程度以上の照度(注5)が確保されていること。
- ◎ 夜間における犯罪企図者の威嚇のため、センサーライト(注17)を 設置することが望ましい。

ウ 門扉・シャッターの設備

居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー(注6) 等、施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。



ロック付きクレセント

(注5)

「人の行動を鑑別できる程度 以上の照度」とは、4メートル 先の人の挙動、変勢等が識別 できる程度以上の照度(平均 水平面原度がおおむね3ルク ス以上)をいう。

(注6)

「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設 職したチェーン等が上下に作動し、優入防止を図る設備をいう。



犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針



(7) 庭

ア植栽

植栽する場合は、玄関、窓、勝手口が死角とならないように適切に 配置し、下枝の剪定等を行い、道路等周囲からの見通しを阻害しない ように配置すること。

イ花壇

花壇を設置する場合は、道路等周囲から見通せる位置に設置する ことが望ましい。



住

宅

ア配置

- ◎ 物置は、犯罪企図者が身を隠せないように、道路等周囲か ら見通しが確保された位置に配置すること。
- ◎ 物置等の屋外付帯施設は、住宅の侵入の足場とならない ようにすること。
- ◎ 物置内の大工道具や脚立等が家の侵入用具に利用されな いよう、錠を設置することが望ましい。

(9) その他

ア塀、柵等

- ◎ 外部と敷地を明確にし、犯罪企図者の侵入の抑止効果を上げるた め、塀、柵等が設置されていることが望ましい。
- ◎ 塀、柵又は垣は、道路等周囲からの死角にならないようにするとと もに、2階への足場とならない構造とすること。
- ◎ 塀、柵又は垣は、乗り越え又はすり抜けが困難な形態・高さとする ことが望ましい。

イ 配管・雨どい等

配管、雨どい等は、上階への足掛かりにならないよう配慮 されていること。

屋外に設置する機器等については、上階への足場となら ないように適切な場所に配置すること。







共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることによ り、死角となる箇所が発生している場合には、これらの物を除去し見 通しを確保すること。

犯罪防止に配慮した生活習慣

- (1) 設置物、設備等の整備及び維持管理
- ア 防犯設備の点検整備
- ② 共同住宅

オートロックシステム(注2)、インターホン、防犯カメラ(モニタ 一、録画装置等を含む。)、防犯灯等の防犯設備の適正作動について定 期的に点検整備すること。

◎ 一戸建て住宅 センサーライト(注17)が適正に作動しているかについて定期的 に点検すること。

イ 死角となる物の除去

○ 共同住宅

「オートロックシステム」とは、 集合玄関の外側と各住戸との と運動し、集合玄関原の「電気 ものをいい、「電気錠」とは、暗 証番号、カードキーにより解 除される錠をいう。

「センサーライト」とは、夜間 において人の動き等を感知し て点灯するライト。



